

## 東北医科薬科大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針

令和4年4月1日制定

### 趣 旨

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)平成19(2007)年2月15日付文部科学大臣決定(令和3(2021)年2月1日改正)」に基づき、東北医科薬科大学(以下「本学」という。)における公的研究費の不正防止に関する方針を定めるものである。

### 定 義

この基本方針において「公的研究費」とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金
- (2) 文部科学省が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金
- (3) 文部科学省以外の省庁、文部科学省以外の省庁が所管する独立行政法人、地方公共団体または特殊法人から配分される公募型の研究資金もしくは文部科学省以外の省庁が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金

#### 1、責任体制の明確化

本学における公的研究費を適正に運営・管理するため、責任体系を明確化する。

「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進者」及び「コンプライアンス推進副責任者」を置き、各責任者の役割、責任の所在・範囲及び権限を明確化して学内外に公表するとともに、不正防止対策を積極的に推進する。

#### 2、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

公的研究費の不正が行われる可能性は常にある、という前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

#### 3、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正発生要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。

#### 4、公的研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえた予算執行を行い、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のあるチェックが効く体制を構築し、公的研究費を適正に運営・管理する。

## 5、情報発信・共有化の推進

公的研究費の不正防止に向けた取組みや、基本方針、手続等を学内外へ積極的に情報発信し、共有する。また、公的研究費の不正使用等に関する通報に対応するため、学内外に通報窓口を設置し、情報が適切に伝達される体制の構築に努める。

## 6、モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、本学全体の視点から、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。